

### **3 . 限定解除要件の記載が不適切な事例**

3-1 限定解除要件について

3-2 自由診療に関する限定解除要件について

### 3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

## (25) 自由診療における限定解除 (全体概要)

#### 限定解除を満たしていない表現

自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないため、原則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かによらず広告できる。

以下の事例は、「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」や「治療の主な副作用・リスク」の記載がない、又は不十分で、限定解除要件を満たしていない。



「通常必要とされる治療内容」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

→ 個別具体例は、p.35「事例① 治療等の内容」を参照

「治療期間及び回数」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

→ 個別具体例は、p.36「事例② 治療期間及び回数」を参照

「標準的な費用」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

→ 個別具体例は、p.37「事例③ 標準的な費用」を参照

「主なリスクや副作用」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

→ 個別具体例は、p.38「事例④ 主なリスク、副作用」を参照

#### 限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」「治療の主な副作用・リスク」を十分に記載する必要がある。

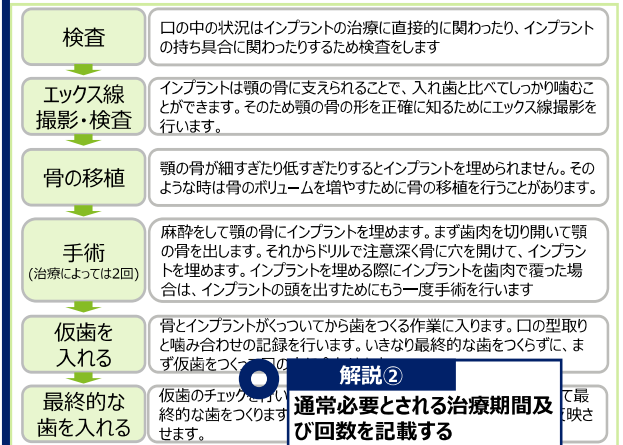
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



#### インプラント治療とは

インプラント治療は、むし歯や歯周病を原因として失った歯にかわって、噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつります。

#### インプラントの治療の流れ



解説②  
通常必要とされる治療期間及び回数を記載する

#### 治療期間・回数

治療期間 3-6カ月

治療回数 5-6回

解説③  
通常必要とされる標準的な金額を記載する

#### 費用 (※症状によって金額は変動します)

総額 (1歯欠損の場合)	200,000円~300,000円 (付随手術費用を除く)	
<内訳>		
種類	内容	金額
検査・診断	検査	10,000円-20,000円
	診断	10,000円-20,000円
インプラント手術	インプラント埋入手術	20,000円-140,000円
	インプラント二次手術 (症状により要否は異なります)	10,000-85,000円
	補綴物	10,000円-100,000円
付随手術	GBR	10,000円-50,000円
	骨移植	10,000円-50,000円

解説④  
治療における主なリスクや副作用を記載する

#### リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的に長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなる可能性がある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

# (25) 自由診療における限定解除 (個別具体例 1/5) 通常必要とされる治療等の内容

### 限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「通常必要とされる治療等の内容」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

#### 事例①-1 治療等の内容



解説①-1

具体的な治療等の内容が記載されていない

#### インプラント治療とは

インプラント治療は、失った歯に近い歯を取り戻すことができます。

#### 事例①-2 治療等の内容



解説①-2

治療等の内容に関連した記載自体はあるものの、不十分である

#### インプラント治療とは

インプラントは歯を失った人が行う治療で、最近では技術が進み、様々な治療方法がございます。当院では3種類の 방법으로インプラント治療を行っております。患者様と相談して治療方法を決めていきますので、まずはご来院ください！

### 限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「通常必要とされる治療等の内容」を十分に記載する必要がある。  
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcd.e.biyou.com

**解説①-1,2**  
治療等の内容を適切かつ十分に記載する

治療方法：インプラント

#### インプラント治療とは

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

#### インプラントの治療の流れ

検査

口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします

エックス線撮影・検査

インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。

骨の移植

顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。

手術  
(治療によっては2回)

麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います

仮歯を入れる

骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつくらせて口の中に合わせます。

最終的な歯を入れる

仮歯のチェックを行い、もう一度型取りと噛み合わせの確認を行って最終的な歯をつくります。この時は歯の色もチェックして出来映えに反映させます。

#### 治療期間・回数

治療期間	3-6ヵ月
治療回数	5-6回

#### 費用（※症状によって金額は変動します）

総額（1歯欠損の場合）	200,000円~300,000円 <small>（付随手術費用を除く）</small>
-------------	---

<内訳>

種類	内容	金額
検査・診断		10,000円-20,000円
インプラント手術	インプラント埋入手術	20,000円-140,000円
	インプラント二次手術 <small>(症状により要否は異なります)</small>	10,000円-85,000円
	補綴物	20,000円-140,000円
付随手術	GBR	50,000円-100,000円
	骨移植	50,000円-100,000円

#### リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物がかみやすくなる可能性がある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

# (25) 自由診療における限定解除 (個別具体例 2/5)

## 治療期間及び回数

**限定解除要件を満たしていない表現**

医療広告ガイドライン上で必要とされている「治療期間及び回数」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

**事例②-1 治療期間・回数**

治療期間・回数

治療期間は患者様の状態により異なります

**解説②-1**  
通常必要とされる治療期間及び回数が記載されていない

**事例②-2 治療期間・回数**

治療期間・回数

治療期間：1か月～  
治療回数：2回～

**解説②-2**  
最低限の治療期間及び回数しか記載されていない

**事例②-3 治療期間・回数**

治療期間

治療期間：3-6か月

**解説②-3**  
治療期間しか記載されていない

**限定解除要件を満たす改善例**

限定解除要件である「治療期間及び回数」を十分に記載する必要がある。  
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcd.e.biyou.com 電話 03-xxxx-xxxx  
Mail xxxxxxxxx@yyy.jp

**治療方法：インプラント**

**インプラント治療とは**

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

**インプラントの治療の流れ**

**検査** □の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします

**エックス線撮影・検査** インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。

**骨の移植** 顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。

**手術** (治療によっては2回) 麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います

**仮歯を入れる** 骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつくる作業を行います

**最終的な歯を入れる** 仮歯の手入れが完了したら最終的な歯をつくりつけます。

**治療期間・回数**

治療期間

治療回数

**費用 (※症状によって金額は変動します)**

総額 (1歯欠損の場合)	200,000円~300,000円 (付随手術費用を除く)
--------------	----------------------------------

<内訳>

種類	内容	金額
検査・診断		10,000円-20,000円
インプラント手術	インプラント埋入手術	20,000円-140,000円
	インプラント二次手術 (症状により要否は異なります)	10,000円-85,000円
	補綴物	20,000円-140,000円
付随手術	GBR	50,000円-100,000円
	骨移植	50,000円-100,000円

**リスク・副作用**

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなる
- 噛む感覚が自分の歯と違う

**解説②-1~3**  
通常必要とされる治療期間及び回数を記載する

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

# (25) 自由診療における限定解除 (個別具体例 3/5)

## 標準的な費用

### 限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「標準的な費用」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

#### 事例③-1 費用



解説③-1

費用が記載されていない

#### 費用

料金は患者様の状態により異なります

#### 事例③-2 費用



解説③-2

最低金額のみが記載されている

#### 費用

内容	金額
インプラント手術	150,000~

#### 事例③-3 費用



解説③-3

同一ページ内には治療の最低金額から最高金額までを記載した料金表は存在するが、別の場所に最低価格のみを切り出して記載されている

インプラント 150,000円~

<内訳>

種類		金額
1箇所	メーカーA	150,000円-200,000円
	メーカーB	200,000円-250,000円
	メーカーC	300,000円-350,000円

#### 事例③-4 費用



解説③-4

別途発生する費用が小さな文字で記載されており、具体的な金額の明示もない

#### 費用

内容	金額
インプラント手術	170,000

※別途検査・診断料金が必要になります  
※施術範囲により金額が異なる可能性があります

### 限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「標準的な費用」を十分に記載する必要がある。  
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcd.e.biyou.com

電話 03-xxxx-xxxx  
Mail xxxxxxxxx@yyy.jp

### 治療方法：インプラント

#### インプラント治療とは

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって咬み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

#### インプラントの治療の流れ

- 検査**：口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします
- エックス線撮影・検査**：インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。
- 骨の移植**：顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。
- 手術 (治療によっては2回)**：麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います
- 仮歯を入れる**：骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつけて口の中に合ませます。
- 最終的な歯を入れる**：仮歯のチェックを行い、もう一度型取りと噛み合わせの確認を行って最終的な歯をつくります。この時は歯の色もチェックして出来映えに反映させます。

#### 治療期間・回数

解説③-1,2  
最低金額から最高金額を記載する

解説③-1,2  
標準的な費用を記載する (症状によって金額に変動がない場合)

#### 費用 (※症状によって金額は変動します)

総額 (1歯欠損の場合) 200,000円~250,000円 (付随手術費用を除く)

<内訳>

種類	内容	金額
検査・診断		20,000円
インプラント手術 (麻酔料金含む)	インプラント埋入手術	60,000円-80,000円
	インプラント二次手術 (症状により要否は異なります)	65,000円-70,000円
	補綴物	55,000円-80,000円
付随手術	GBR	50,000円-90,000円
	骨移植	50,000円-90,000円

解説③-3  
別途発生する費用や内訳を記載する

解説③-4  
費用が発生する可能性がある処置等について、一通り記載があり、またそれぞれの金額も明示的に記載されている

#### リスク・副作用

- 治療費が高額
- 外科処置
- お手入れ
- 食べ物が
- 噛む感

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

# (25) 自由診療における限定解除 (個別具体例 4/5)

## 主なリスク、副作用等

### 限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「主なリスク、副作用等」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

#### 事例④-1 リスク、副作用等



解説④-1

治療における主なリスク、副作用等が記載されていない

リスク・副作用

治療費が高額

#### 事例④-2 リスク、副作用等



解説④-2

治療における主なリスク、副作用等が十分に記載されていない

Q&A

Q：インプラント治療にはどのようなリスクがありますか？

A：手術中は麻酔が効いていますので、心配ありません。術後の痛みはありますが2～3日でひきます。それ以上に、ブリッジや入れ歯にはないメリットがあります。

#### 事例④-3 リスク、副作用等



解説④-3

長所に関する情報と比べて極端に小さな文字で掲載している

<インプラント治療のメリット>

しっかりと強く噛める

見映えよく仕上げることが可能

自分の歯にかかる負担が減って長持ちする

※デメリット

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

### 限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「主なリスク、副作用等」を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcd.e.biyou.com 電話 03-xxxx-xxxx  
Mail xxxxxxxxx@yyy.jp

**治療方法：インプラント**

**インプラント治療とは**

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

**インプラントの治療の流れ**

**検査** □口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします

**エックス線撮影・検査** インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。

**骨の移植** 顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。

**手術** (治療によっては2回) 麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います

**仮歯を入れる** 骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつくらせて口の中に合ませます。

**最終的な歯を入れる** 仮歯のチェックを行い、もう一度型取りと噛み合わせの確認を行って最終的な歯をつくります。この時は歯の色もチェックして出来映えに反映させます。

**治療期間・回数**

治療期間 3-6ヵ月  
治療回数 5-6回

**費用 (※症状によって金額は変動します)**

総額 (1歯欠損の場合) 200,000円~300,000円 (付随手術費用を除く)

<内訳>

種類	内容	金額
検査・診断		42,000円 (税込)
インプラント手術	インプラント埋入手術	100,000円 (税込)
	インプラント二次手術 (症状により要否は異なります)	50,000円 (税込)
	補綴物	50,000円 (税込)
付随手術	GBR	50,000円 (税込)
	骨移植	50,000円 (税込)

**解説④-1,2**  
治療における主なリスク、副作用等を十分に記載する

**解説④-3**  
長所等の他の情報と同様に記載する

**リスク・副作用**

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

# (25) 自由診療における限定解除 (個別具体例 5/5)

## 主なリスク、副作用等

### 限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「主なリスク、副作用等」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

#### 事例④-4 リスク、副作用等



##### 解説④-4

治療における主なリスク、副作用ではなく、メリットの説明である

##### リスク (ダウンタイム) について

ダウンタイムはありません。施術当日からメイク可能です。

#### 事例④-5 リスク、副作用等



##### 解説④-5

術中・術後における主なリスク、副作用の説明ではなく、対象外となる患者についての説明である

##### リスク (禁忌事項) について

この施術をお受けできない方

- 風邪・頭痛・発熱・二日酔い・疲労など体調不良の方。
- 妊娠中、または可能性がある方、授乳中の方。
- 刺青・タトゥーのある部分への施術。
- 切り傷やニキビなどの炎症部位への施術。

#### 事例④-6 リスク、副作用等



##### 解説④-6

治療を受けるにあたっての注意事項であり、治療を受けたことにより起こりうるリスク、副作用についての説明ではない。

##### リスク (注意事項) について

- 施術当日は、激しい運動・飲酒等はお控えください。
- 治療期間中は紫外線予防、保湿を必ず行い日焼けや乾燥に十分お気をつけください。

### 限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「主なリスク、副作用等」を十分に記載する必要がある。  
 ※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcede.biyou.com

電話 03-xxxx-xxxx  
Mail xxxxxxxxx@yyy.jp

#### 治療内容

##### 高周波治療 (RF) とは

RFは、ラジオ波によって皮膚内部を局所的に温め、皮膚の内部組織の修復を誘導することにより、しわやたるみを改善させる治療です。

##### 治療の流れ

洗顔
完全にメイクを落としてから行います。

アイシールド装着
目を保護するため、専用のアイシールドを装着します。

照射
幹部に照射します。処置時間は部位によりますが、約15分程度です。

アフターケア
洗顔・アフターケアを行って終了です。(化粧をされない方でも日焼け止めはお塗りください。)

##### 治療期間

3週間おきに1回行います。継続治療は5回～6回をお勧めしています。  
 (1回でも効果はありますが、複数回の治療を受けることにより、より高い若返り効果が得られます。)

##### 費用

内容	金額
顔全体	10,000円/回
顔全体+首	20,000円/回

##### 禁忌事項について

この施術をお受けできない方

- 風邪・頭痛・発熱・二日酔い・疲労など体調不良の方。
- 妊娠中、または可能性がある方、授乳中の方。
- 刺青・タトゥーのある部分への施術。
- 切り傷やニキビなどの炎症部位への施術。

##### 注意事項について

- 施術当日は、激しい運動・飲酒等はお控えください。
- 治療期間中は紫外線予防、保湿を必ず行い日焼けや乾燥に十分お気をつけください。

##### リスク・副作用※

- 照射時～照射後には、疼痛、軽度の発赤、腫脹、痂皮、紫斑などが出現することがあります。
- まれに炎症後色素沈着、熱傷、瘢痕形成などの合併症が起こることがあります。

※上記のリスク・副作用の記載例については、日本美容外科学会「美容医療診療指針 (令和3年度改訂版)」p.38,41,42を参考に記載。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

(26) 未承認医薬品等を用いた自由診療における限定解除

前提	承認の有無・前提	「未承認医薬品等であること」等の記載要否
わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、承認等されていない医薬品・医療機器、あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・医療機器を用いた治療について、「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を明示する必要がある。 本頁では、右図の未承認医薬品等の事例を示している。	未承認医薬品等 (医薬品・医療機器等)	他の同等医薬品等も国内承認なし 必要 他の同等医薬品等で国内承認あり 必要（他の承認等された医薬品等の情報を明示）
	承認医薬品等 (医薬品・医療機器等)	承認とは異なる目的での使用 必要（承認等された効能・効果又は用法・用量とは異なることを明示） 承認された目的での使用 不要

未承認医薬品等の要件を満たしていない表現

自由診療の広告に必要となる通常限定解除要件を満たす記載しかされておらず、未承認医薬品等を用いた自由診療を広告するための限定解除要件は満たしていない。

未承認医薬品等の要件を満たす改善例

自由診療の広告に必要となる通常限定解除要件のほかに、未承認医薬品等の要件を十分に記載する必要がある。  
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

**事例 未承認医薬品等を用いた治療方法**

電話 03-xxxx-xxxx

**リフトアップ治療**

**解説**  
「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」が記載されていない

**治療方法**  
〇〇（作成者注：未承認医療機器の販売名）で照射する超音波を直接肌にあて、皮下に存在する筋膜に熱をピンポイントで加え、リフトアップを行います。

**治療期間・回数**  
治療期間 1-2年  
治療回数 2-6回

**費用※自由診療となります**

施術名	金額
たるみ治療	300,000-350,000円

**リスクと副作用について**

**リスク**  
神経の全面的あるいは部分的損傷が起こることで、永久的または一時的なしびれや表情筋の麻痺が発生する

**副作用**  
線状に皮膚が腫れることがある  
一時的に知覚が鈍く感じることがある

https://www.abcd.e.biyou.com

**リフトアップ治療** 電話 03-xxxx-xxxx  
Mail xxxxxxxxx@yyy.jp

**治療方法**  
〇〇（作成者注：未承認医療機器の販売名）で照射する超音波を直接肌にあて、皮下に存在する筋膜に熱をピンポイントで加え、リフトアップを行います。

**治療期間・回数**  
治療期間 1-2年  
治療回数 2-6回

**費用※自由診療となります**

施術名	金額
たるみ治療	300,000-350,000円

**リスクと副作用について**

**リスク**  
神経の全面的あるいは部分的損傷が起こることで、永久的または一時的なしびれや表情筋の麻痺が発生する

**副作用**  
線状に皮膚が腫れることがある  
一時的に知覚が鈍く感じることがある

**解説**  
「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を記載する

**解説**  
「国内の承認医薬品等の有無」について、同一の成分や性能を有する他の国内承認医薬品等がある場合は、その情報を記載する  
例：国内においては〇〇とは別の□□（作成者注：承認医療機器の販売名）が厚生労働省より承認を取得しています

**※〇〇について**

**未承認医薬品等**  
この治療で使用される〇〇は医薬品医療機器等法上の承認を得ていない未承認医療機器です。

**入手経路等**  
当院で使用している〇〇は□□国△△社で製造されたものを当院で個人輸入しております。個人輸入された医薬品等の使用によるリスクに関する情報は下記URLをご確認ください。  
https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp/index.html

**国内の承認医薬品等の有無**  
国内においては承認されている医療機器はありません。

**諸外国における安全性等に係る情報**  
米国のFDA（アメリカ食品医薬品局）に承認されております。リスクとしては痛み・ヒリヒリ感、みみず腫れ、一時的な腫れ、紫斑、色素増強、癬痕形成、一時的な局所神経麻痺が報告されています。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-13,3-25,3-26



3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

# (27) 医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療における限定解除

前提	承認の有無・前提	「未承認医薬品等であること」等の記載要否
わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、承認等されていない医薬品・医療機器、あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・医療機器を用いた治療について、「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を明示する必要がある。 本頁では、右図の未承認医薬品等の事例を示している。	未承認医薬品等 (医薬品・医療機器等)	他の同等医薬品等も国内承認なし 必要 他の同等医薬品等で国内承認あり 必要（他の承認等された医薬品等の情報を明示）
	承認医薬品等 (医薬品・医療機器等)	承認とは異なる目的での使用 必要（承認等された効能・効果又は用法・用量とは異なることを明示） 承認された目的での使用 不要

### 未承認医薬品等の要件を満たしていない表現

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件を満たす記載しかされておらず、医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療を広告するための限定解除要件は満たしていない。

### 未承認医薬品等の要件を満たす改善例

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件のほかに、未承認医薬品等の要件を十分に記載する必要がある。  
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

**事例 承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を用いた治療方法**

美容注射：プラセンタ注射（〇〇（作成者注：既承認の医薬品の販売名））

**解説**  
承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を使用しているにもかかわらず「医薬品の承認」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」が記載されていない

**治療方法と治療回数**  
治療方法：アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇を注射することにより〇〇（効果）を図ります  
治療回数：週1回～2週間に1回が平均的な回数です。

**リスクと副作用について**  
**リスク：内出血**  
プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管に当たってしまい内出血を引き越してしまうリスクがあります。本製剤は生体由来の原料を使用しているため、現在未知の病原体の感染は完全には否定できません。  
**副作用：下記症状が出る場合があります**  
過敏症・頭痛・肝機能障害・献血ができなくなります

**費用※自由診療となります**

手術名	金額
プラセンタ注射	2,500円/本

https://www.abcd.e.biyou.com

電話 03-xxxx-xxxx  
Mail xxxxxxxx@yyy.jp

美容注射：プラセンタ注射（〇〇（作成者注：既承認の医薬品の販売名））

**治療方法と治療回数**  
治療方法：アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇を注射します  
治療回数：週1回～2週間に1回が平均的な回数です。

**費用※自由診療となります**

施術名	金額
プラセンタ注射	2,500円/本

**リスクと副作用について**  
**リスク：内出血**  
プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管に当たってしまい内出血を引き越してしまうリスクがあります。本製剤は生体由来の原料を使用しているため、現在未知の病原体の感染は完全には否定できません。  
**副作用：下記症状が出る場合があります**  
過敏症・頭痛・肝機能障害

**※ヒト胎盤抽出物（プラセンタ）について**  
**未承認医薬品等（異なる目的での使用）**  
ヒト胎盤抽出物（プラセンタ）は、医薬品医療機器等法において、「慢性肝炎患における肝機能の改善」の効能・効果で承認されていますが、当院で行う美容目的での使用については国内で承認されていません。  
**入手経路等**  
当院で使用しているヒト胎盤抽出物（プラセンタ）は〇〇国△△社で製造されたものを当院で個人輸入しております。  
**国内の承認医薬品等の有無**  
ヒト胎盤抽出物を一般名とする医薬品は国内で承認されており、承認されている効能・効果及び用法・用量と当院での使用目的・方法は異なります。  
**諸外国における安全性等に係る情報**  
現在重大なリスクは報告されておませんが、V C J D（変異型クローンツェフトヤコブ病）の伝播の理論的なリスクは否定できません。

医療法	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-13,2-14,3-25.3-26

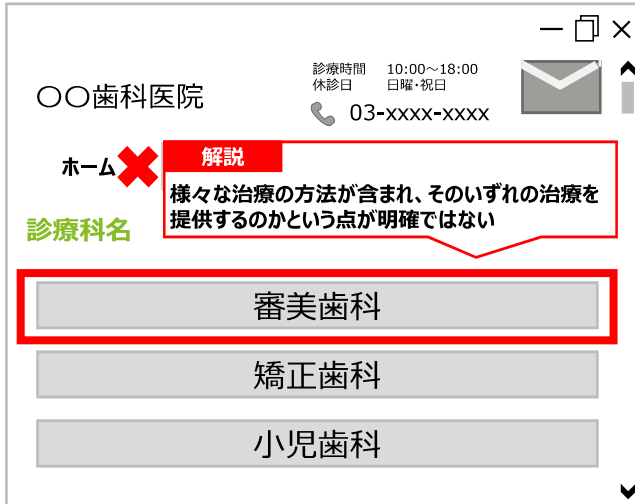
## **4. 広告するにあたって注意が必要な事例**

4. 広告するにあたって注意が必要な事例

# (28) 様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない診療科名（誇大広告）

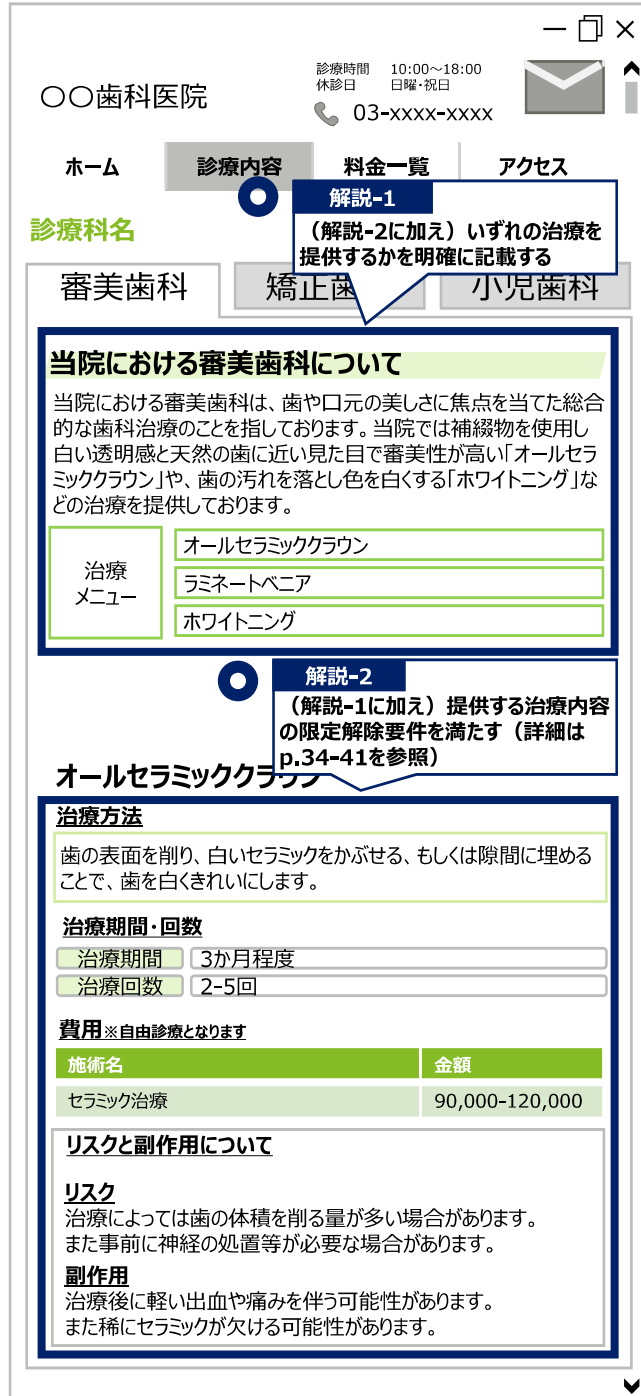
## 広告をしてはならない診療科名の表現

法令上根拠のない名称や、組み合わせの診療科名のうち、様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確でない名称について、提供する治療の内容が記載されておらず不明確であり、限定解除要件が満たされているとしても、誤認を与える可能性があり、広告できない。



## 広告をしてはならない診療科名の表現に係る改善例

提供する医療の内容を明確に記載したうえで、限定解除要件を満たす必要がある。  
 ※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



### 補足

診療科名は、医療法施行令第3条の2で定められた診療科名又は当該診療に従事する医師が厚生労働大臣の許可を受けたもの以外は広告が認められないが、限定解除要件を満たすことで、広告は可能である。限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。  
 （自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。詳細は本事例解説書p.34-41を参照。）

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-18

#### 4. 広告するにあたって注意が必要な事例

### (29) 提供される医療とは直接関係ない事項による誘引

#### 提供される医療とは直接関係ない事項の表現

医療広告ガイドラインでは、提供される医療の内容とは直接関係のない情報を強調し、国民・患者を誤認させ、不当に国民・患者を誘引する内容については、広告は行わないものとされている。

#### 事例 提供される医療の内容とは直接関係のない事項

〇〇クリニック

診療時間 10:00~18:00  
休診日 日曜・祝日  
03-xxxx-xxxx

トップページ | 料金一覧 | クリニック一覧 | アクセス

**解説**  
物品を贈呈する旨等を記載している

子どものみんなには治療後に、頑張ったご褒美に**ガチャガチャをプレゼント!**

当院で出産された方には、**出産祝いとして赤ちゃんグッズをプレゼント**しております。

医療法関連法令	
医療広告ガイドライン	第3の1 (8) その他 ア ②提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

4. 広告するにあたって注意が必要な事例

(30) 費用を強調した広告 (個別具体例1/2)

費用を強調した広告

医療広告ガイドラインでは、医療広告は、患者等が広告内容を適切に理解し、治療等の選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならないから、医療機関や医療の内容について品位を損ねる、あるいはそのおそれがある広告は行うべきではないとされている。

費用を強調した広告に係る改善例

キャンペーンや割引等の品位を損ねる、あるいはそのおそれがある広告は控え、治療の費用は過度に強調せずに記載する。

事例① キャンペーンや割引を強調した広告

OOクリニック  
診療時間 10:00~18:00  
休診日 日曜・祝日  
03-xxxx-xxxx

トップページ | 治療内容 | **解説**

お知らせ

**期間限定！夏のキャンペーン(2021/07/01)**  
夏の期間（7/1-8/31）限定で、様々な治療お安くなります。

○脱毛治療  
通常価格20,000円/1ヶ月→**割引価格15,000円**

○ダイエット治療  
通常価格100,000円/1ヶ月→**割引価格75,000円**

⇒そのほかの治療でも割引をしております

**費用を前面に押し出した記載をしている**

OOクリニック  
診療時間 10:00~18:00  
休診日 日曜・祝日  
03-xxxx-xxxx

トップページ | 治療内容 | **解説**

お知らせ

**料金改定のお知らせ(2021/07/01)**  
7月1日から8月31日の間、「脱毛治療」「ダイエット治療」は料金を変更致します。

○脱毛治療  
価格15,000円/1ヶ月

○ダイエット治療  
価格75,000円/1ヶ月

**費用を過度に強調せずに記載する**

事例② 会員特典として費用の割引を強調した広告

OOクリニック  
診療時間 10:00~18:00  
休診日 日曜・祝日  
03-xxxx-xxxx

トップページ | 治療内容 | **解説**

**当院専用アプリからのご予約でさらにお安くなります！**

App store インストール | アプリから**会員登録をして、各種治療30%OFF割引券をGet!**

**会員特典として費用の割引を強調して、患者等を不当に誘引する記載をしている**

診療時間

	月	火	水	木	金	土
9:00~13:00	○	○	○	-	○	○
14:30~18:00	○	○	○	-	○	○

休診：木・日

治療メニュー

- 一般皮膚科
- 美容皮膚科
- 一般整形外科
- 美容整形外科

お知らせ

2021/7/30 夏季休暇について  
8月の9日-13日の期間、夏季休暇のため休診とさせていただきます。  
なお、14日からは通常の診療時間で診療します。  
ご不便をおかけしますが、お間違いないようご注意ください。

医療法関連法令	
医療広告ガイドライン	第3の1 (8) その他 ア ①費用を強調した広告
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-5

## 4. 広告するにあたって注意が必要な事例

## (30) 費用を強調した広告（個別具体例2/2）

## 費用を強調した広告

医療広告ガイドラインでは、医療広告は、患者等が広告内容を適切に理解し、治療等の選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならないから、医療機関や医療の内容について品位を損ねる、あるいはそのおそれがある広告を行うべきではない、とされている。

## 事例③ 症例モニターとして治療を受ける際の価格として、費用の割引を強調した広告

診察時間 10:00~18:00  
休診日 日曜・祝日  
03-xxxx-xxxx

○○クリニック  
トップページ 治療内容 料金表 当院について

**×** 解説  
「症例モニターとして治療を受ける場合、通常の費用から割引される旨」を記載している

**モニター大募集！**  
症例モニターにご協力いただける場合、通常価格よりもお得な料金で治療を受けることができます！

○○治療	通常価格 200,000円	⇒	モニター価格 100,000円	50% OFF!
△△治療	通常価格 50,000円	⇒	モニター価格 0円	無料!

下記のフォームからご応募ください。  
[お申し込みはこちら](#)

医療法関連法令	
医療広告ガイドライン	第3の1 (8) その他 ア ①費用を強調した広告
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-5

4. 広告するにあたって注意が必要な事例

(31) 医薬品の販売名（医薬品医療機器等法）

医薬品の販売名

平成29年9月29日付け薬生発0929第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別紙「医薬品等適正広告基準」により、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものとされていることに鑑み、医薬品又は医療機器の販売名については、広告してはならない。

医薬品の販売名に係る改善例

医薬品又は医療機器については、一般的名称等、特定されない記載をすることにより、広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

**事例 医薬品の販売名**

〇〇クリニック

診療時間 10:00~18:00  
休診日 日曜・祝日  
03-xxxx-xxxx

ホーム | 診療内容 | 医院紹介 | アクセス

**AGA治療**

**AGA治療とは**

AGAは日本語で「男性型脱毛症」と呼ばれており、脱毛症の一種です。現在では、薄毛や抜け毛に悩む男性のほとんどがAGAであるといわれています。

**当院のAGA治療**

当院では主にAGA治療として内服薬〇〇(作成者注：医薬品の販売名)を処方しております。

**費用**

処方薬	金額
〇〇(作成者注：医薬品の販売名)	7,500円

**解説**  
× 医薬品の販売名が記載されている

https://www.〇〇clinic.com

〇〇クリニック

診療時間 10:00~18:00  
休診日 日曜・祝日  
03-xxxx-xxxx

ホーム | 診療内容 | 医院紹介 | アクセス

**AGA治療**

**AGA治療とは**

AGAは日本語で「男性型脱毛症」と呼ばれており、脱毛症の一種です。現在では、薄毛や抜け毛に悩む男性のほとんどがAGAであるといわれています。

**当院のAGA治療**

当院では主にAGA治療として内服薬を処方しております。

**費用**

処方薬	金額
△△(作成者注：医薬品の一般的名称)	7,500円

**解説**  
○ 医薬品の一般的名称が記載されている

補足

医薬品又は医療機器の販売名についても、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合には、広告可能事項の限定が解除でき、広告が可能である。

広告している医薬品が未承認の場合や、承認された効能効果以外の用途で使用されている場合は、通常の限定解除要件に加えて、「未承認医薬品であることの明示」「入手経路等の明示」「国内の承認医薬品等の有無の明示」「諸外国における安全性等に係る情報の明示」の記載が必要である。

(詳細は本事例解説書p.40-41を参照)

医療法関連法令	医薬品医療機器等法
医療広告ガイドライン	第3の1(8) その他 イ ① 医薬品医療機器等法
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-15

4. 広告するにあたって注意が必要な事例

(32) バナー広告における違反

バナー広告の不適切な表現

医療広告ガイドラインでは、「①患者の受診等を誘引する意図があること（誘引性）」と「②医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること（特定性）」のいずれの要件も満たす場合、医療広告規制の対象になるとされており、これらを満たす場合は医療機関ホームページに限らずバナー広告も対象となる。  
 バナー広告では、禁止される広告は当然に不適切であることに加え、限定解除要件「①医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること」を満たさないことから広告可能事項以外は広告することができない。

事例 バナー広告における違反

**解説**  
 比較優良広告、費用の強調に該当する内容が記載されている

**解説**  
 特定医療機関ホームページを訪れるものとは異なり、患者等が自ら求めて入手する情報でなく、限定解除要件①を満たさない状態で広告可能事項以外が広告されている。

バナー広告から遷移した医療機関のホームページ

△△クリニック  
 皮膚の複数個所を切開して脂肪を吸引

脚部 1回(日帰り) 250,000円  
 下腹部 1回(日帰り) 550,000円

※リスクとして皮下出血や腫れ、しびれが起こることがあります。

治療方法：脂肪吸引

治療内容 皮下脂肪内に麻酔薬を注射し、皮膚の複数個所に吸引管が入る程度の切開をして脂肪を吸引します。施術は半日で終了致します。

費用 250,000円

期間・回数 半日、1回

リスク・副作用 治療部位の皮下出血や腫れ、しびれが起こることがあります。

医療広告ガイドラインにおけるバナー広告の扱いについて

医療広告ガイドラインでは、広告可能事項の限定解除の具体的な要件にて、「インターネット上のバナー広告、あるいは検索サイト上で、例えば「癌治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや検索サイトの運営会社に対して費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたものなどは、①を満たさないものであること。」とされており、バナー広告は限定解除要件①を満たさないことから、広告可能事項以外を広告することはできない。  
 なお、バナー広告自体が一律禁止されているわけではなく、広告可能事項の範囲内であれば広告可能である。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号他
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件他
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-7



4. 広告するにあたって注意が必要な事例

# (33) リスティング広告における違反

## リスティング広告の不適切な表現

医療広告ガイドラインでは、「①患者の受診等を誘引する意図があること（誘引性）」と「②医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること（特定性）」のいずれの要件も満たす場合、医療広告規制の対象になるとされており、これらを満たす場合は医療機関ホームページに限らずリスティング広告も対象となる。  
リスティング広告では、禁止される広告は当然に不適切であることに加え、限定解除要件「①医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること」を満たさないことから広告可能事項以外は広告することができない。

**事例 リスティング広告における違反**

**広告** www.★★.脱毛治療/▼  
**【業界最安値】脱毛治療が1部位2,000円**  
 美容脱毛治療は、自由診療であるため一般的に費用が高くなります。しかし当院では**業界最安値**の1部位2,000円で施術を受けることができます。

**広告** www.△△クリニック.美容治療/▼  
**脱毛治療といえば△△クリニック**  
 当院では医療用脱毛レーザーを使用し、毛根部のメラニン色素に熱を吸収させることで、毛を成長させる組織にダメージを与え、新しい毛が生えるのを抑えます。2か月おきに4-5回の照射で施術は終了し、料金は20万円程度となります。照射中は痛みがあり、照射後も赤みがでることがあります。

www.■■biyo>menu>脱毛治療▼  
**■■病院**  
 当院で全身の脱毛治療を提供しております。医療機関しか使えない脱毛機器を使用しているため、脱毛効果でしっかり脱毛したい方に

**解説**

比較優良広告に該当する内容が記載されている

**解説**

特定医療機関ホームページを訪れるものとは異なり、患者等が自ら求めて入手する情報でなく、限定解除要件①を満たさない状態で広告可能事項以外が広告されている

リスティング広告から遷移した医療機関のホームページ

### 医療広告ガイドラインにおけるリスティング広告の扱いについて

医療広告ガイドラインでは、広告可能事項の限定解除の具体的な要件にて、「インターネット上のバナー広告、あるいは検索サイト上で、例えば「癌治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや検索サイトの運営会社に対して費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたものなどは、①を満たさないものであること。」とされており、リスティング広告は限定解除要件①を満たさないことから、広告可能事項以外を広告することはできない。なお、リスティング広告自体が一律禁止されているわけではなく、広告可能事項の範囲内であれば広告可能である。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

4. 広告するにあたって注意が必要な事例

(34) 特定の人のみが閲覧可能な広告における違反

特定の人のみが閲覧可能な広告における違反例

当該医療機関に係る情報取得を希望した者のみ閲覧可能な状態（一般人は閲覧不可）であっても広告規制の対象になるため、禁止される広告は当然に認められない。

事例 会員限定ページにおける違反

The screenshot shows a clinic website with a membership page. The main page has a navigation menu with 'マイページへログイン' highlighted. The membership page shows a user profile and a coupon for hair removal treatment. The coupon details are: 通常価格1部位 50,000円 → 40,000円. Below the coupon, there is a banner for a treatment and a list of benefits.

**解説**

特定の人のみが閲覧可能なウェブサイトであっても、虚偽広告や比較優良広告等に該当する内容は、通常のウェブサイトと同様に、禁止される広告であり、認められない

補足

虚偽広告や比較優良広告等だけではなく、法又は広告告示により広告が可能とされた事項以外の広告も認められないが、通常のウェブサイトと同様、限定解除要件を満たすことで広告は可能である。限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。（自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。詳細は本事例解説書p.34-41を参照。）

医療法関連法令	
医療広告ガイドライン	第2 広告規制の対象範囲
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-10